

平成 28 年 9 月 11 日

『改正個人情報保護法 Q & A』
～ 第 13 回 認定個人情報保護団体～

執筆者：渡邊 雅之

* 本ニュースレターに関するご相談などがありましたら、下記にご連絡ください。

弁護士法人三宅法律事務所

弁護士 渡邊 雅之

TEL 03-5288-1021

FAX 03-5288-1025

Email m-watanabe@miyake.gr.jp

平成 29 年中に施行される個人情報の保護に関する法律の改正法について連載してまいります。

平成 28 年 8 月 2 日には、政令の改正・施行規則のパブリックコメント案も公表されました（『「個人情報の保護に関する法律施行令の一部を改正する政令（案）」及び「個人情報の保護に関する法律施行規則（案）」に関する意見募集について』¹）ので、その内容も踏まえて解説いたします。

1

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=240000022&Mode=0>

○用語

「個人情報保護法」

個人情報の保護に関する法律のこと。

「現行保護法」

現行の個人情報の保護に関する法律のこと。

「改正法」「保護法」「法」

個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律(平成 27 年 9 月 9 日法律第 65 号)に基づく改正後の個人情報保護法のこと。

「現行施行令」

現行の個人情報の保護に関する法律施行令

「施行令案」

個人情報の保護に関する法律施行令の一部を改正する政令(案)に基づく改正後の同法施行令のこと。

「規則案」

施行後の個人情報の保護に関する法律施行規則(案)のこと。

「経産省ガイドライン」

「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」のこと。

「金融庁ガイドライン」

「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」のこと。

「番号法ガイドライン」

特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)(本文及び(別添)特定個人情報に関する安全管理措置)のこと。

Q 認定個人情報保護団体とはどのような団体ですか。改正個人情報保護法によりどのように規制変わりますか。

A 「認定個人情報保護団体」とは、個人情報の適正な取扱いの確保を目的として、個人情報保護団体（改正前は主務大臣）の認定を受けた団体のことです。消費者と対象事業者の間に立って苦情処理の仲立ちをしたり、事故の発生時に対象事業者に代わり個人情報保護委員会に報告をしたりします。

改正個人情報保護法により、取り扱う業務が個人情報に加えて、匿名加工情報も追加されます。認定や認定取消し等の権限が、主務大臣から個人情報保護委員会に集約されます。また、認定個人情報保護委員会が個人情報保護指針を策定するにあたっては、消費者の意見を代表する者の意見を聴くよう努めるとともに、同指針を策定した場合には個人情報保護委員会に届け出る必要があります。認定個人情報保護団体が対象事業者に対して個人情報保護指針を遵守させるために必要な措置をとることが義務となります（改正前は努力義務）。

【解説】

1 認定個人情報保護団体制度

個人情報保護法の基本理念の実現のためには、各個人情報取扱事業者が実情に応じた適正な取扱いを確保するための自発的な取組が不可欠です。そのような取組を支援する民間団体（法人格の有無は問わない）の役割が非常に重要となります。

当該分野において活動を行う団体を個人情報保護団体（改正前は主務大臣）が認定することにより、当該団体による自主的な取組みを支援する制度です。

本制度により、認定個人情報保護団体にとっては、業務の信頼性が確保されます。また、個人情報の適正な取扱いを確保している業界であることについて、国民から一定の信頼を得ることができます。

対象事業者にとっては、苦情処理において認定個人情報保護団体が第三者機関として関与することで迅速・円滑な解決が期待できます。また、認定個人情報保護団体による適切な情報提供によって、対象事業者における一層の個人情報保護のための取組が促進されるようになります。

顧客等の個人にとっては、苦情処理において、認定個人情報保護団体が第三者機関として関与することで迅速・円滑な解決が期待できます。また、当該業界において、個人情報の適正な取扱いの確保が期待できます。

2 改正事項

改正個人情報保護法により、以下の項目が改正されました。

- 取り扱う業務として、個人情報に加えて、匿名加工情報も追加されたこと。
- 認定や取消し等の権限が主務大臣から個人情報保護委員会に集約されたこと。
- 認定個人情報保護委員会が個人情報保護指針を策定するにあたっては、消費者の意見を代表する者の意見を聴くよう努めるとともに、同指針を策定した場合には個人情報保護委員会に届け出る必要があること。個人情報保護委員会は、同指針を公表すること。
- 認定個人情報保護団体がその対象事業者に個人情報保護指針を遵守させるために指導、勧告等をとることが改正前は「努力義務」とされていたのが「義務」とされたこと。

3 認定の対象となる業務

認定個人情報保護団体の認定の対象となる業務は以下のとおりです（改正保護法 47 条 1 項）。

- 業務の対象となる事業者の個人情報及び匿名加工情報の取扱いに関する苦情の処理（1号）
- 個人情報保護指針の作成・公表など、個人情報及び匿名加工情報の適正な取扱いの確保に寄与する事項についての対象事業者に対する情報の提供（2号）
- その他、対象事業者の個人情報及び匿名加工情報の適正な取扱いの確保に関し必要な業務（3号）

改正保護法の全面施行前に主務大臣から認定を受けている認定個人情報保護団体は、改正後も、業務に変更がない場合には、新たに認定を受け直す必要はありません（改正保護法附則 4 条）。

これに対して、新たに、匿名加工情報に関する業務を行う場合には、個人情報保護団体から認定を得る必要があり、認定の基準（下記 4、改正保護法 49 条）を満たす必要があります。

なお、改正保護法の施行により、認定個人情報保護団体は、個人情報に関する業務と匿名加工情報に関する業務の両方を行う必要はなく、いずれかの業務のみを行うこともできます。

4 認定基準

認定個人情報保護団体の認定基準は以下のとおりです（改正保護法 49 条）

- 認定業務（苦情処理・情報提供等）を適正かつ確実にを行うため必要な業務の実施方法が定められていること（1号）
- 認定業務を適正かつ確実にを行うに足る知識及び能力並びに経理的基礎をすること（2号）

- 認定業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって認定業務が不公正になるおそれがないこと（3号）

5 対象事業者

認定個人情報保護団体は、その構成員又は認定業務の対象となることについて同意を得た個人情報取扱事業者及び匿名加工情報取扱事業者を対象事業者としなければなりません（改正保護法 52 条 1 項）。

認定個人情報保護団体は、対象事業者の氏名又は名称を公表しなければなりません（同条 2 項）。

6 苦情処理

認定個人情報保護団体は、本人その他の関係者から対象事業者の個人情報又は匿名加工情報の取扱いに関する苦情について解決の申出があったときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、その苦情に係る事情を調査するとともに、当該対象事業者に対し、その苦情の内容を通知してその迅速な解決を求めなければなりません（改正保護法 52 条 1 項）。

認定個人情報保護団体は、前項の申出に係る苦情の解決について必要があると認めるときは、当該対象事業者に対し、文書若しくは口頭による説明を求め、又は資料の提出を求めることができます（同条 2 項）。

対象事業者は、認定個人情報保護団体から前項の規定による求めがあったときは、正当な理由がないのに、これを拒んではなりません（同条 3 項）。

7 個人情報保護指針

（1）個人情報保護指針の作成

認定個人情報保護団体は、対象事業者の個人情報又は匿名加工情報の適正な取扱いの確保のために、個人情報に係る利用目的の特定、安全管理のための措置、開示等の請求等に応じる手続その他の事項又は匿名加工情報に係る作成の方法、その情報の安全管理のための措置その他の事項に関し、消費者の意見を代表する者その他の関係者の意見を聴いて、保護法の規定の趣旨に沿った個人情報保護指針を作成するよう努めなければなりません（改正保護法 53 条 1 項）。

「消費者の意見を代表する者その他の関係者の意見の聴取」は、認定個人情報保護団体が自らそのための機会を設け、認定個人情報保護団体を構成する事業者や消費者の意見を代表する者、有識者等を一同に交えて個人情報保護指針の内容に関する意見交換を行ったり、これらの者から個別に指針の内容に関する意見を聴取したりすること等を想定しています（「一問一答 改正個人情報保護法」（商事法務）141 頁）。

（2）個人情報保護委員会への届出・公表

認定個人情報保護団体は、個人情報保護指針を作成したときは、遅滞なく、当該個人情報保護指針を個人情報保護委員会に届け出なければなりません。同指針を変更したときも、同様です。(同条2項)

個人情報保護委員会は、個人情報保護指針の届出があったときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、当該個人情報保護指針を公表しなければなりません(同条3項、規則案25条)。

(3) 認定個人情報保護団体による公表後の対応

認定個人情報保護団体は、個人情報保護委員会による公表がされた後、遅滞なく、インターネットの利用その他の適切な方法により、届け出られた個人情報保護指針を公表しなければなりません(規則案26条)。

また、認定個人情報保護団体は、個人情報保護委員会により個人情報保護指針が公表されたときは、対象事業者に対し、当該個人情報保護指針を遵守させるため必要な指導、勧告その他の措置をとらなければなりません(改正保護法53条4項)。

(4) 改正保護法による機能強化の趣旨

改正保護法により、個人情報保護指針の機能が強化されたのは、とりわけ、改正保護法で新設された匿名加工情報について、加工の対象となる個人情報の種類や項目等に応じて、きめ細かいルールがあることが望ましく、民間の自主的なルールである指針が担う役割がますますに鑑みたものです(「一問一答 改正個人情報保護法」(商事法務)138頁)。